



総合型地域スポーツクラブ 公式メールマガジン

このメールマガジンはスポーツ振興くじ助成金を受けて配信しています。

スポーツくじについてはこちらから

[スポーツくじ理念広報サイト「GROWING」]

<https://www.toto-growing.com/>

スポーツくじ



特別企画★スポーツ少年団と連携しているクラブ

のむらスポーツクラブ(愛媛県)

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/MailMagazine/R8/MM186_nomura.PDF

連載★学校運動部活動の地域展開に取り組むクラブ

特定非営利活動法人PALAISTRA(群馬県)

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/MailMagazine/R8/MM186_palaistra.PDF

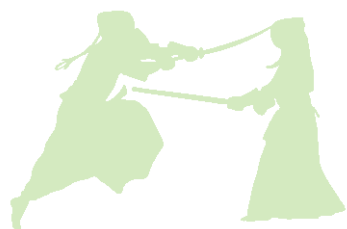
コラム★総合型クラブのリスクマネジメントを見直そう！

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/MailMagazine/R8/MM186_riskmanagement.PDF

お知らせ ▶▶▶ [詳細](#)

バックナンバー ▶▶▶ [詳細](#)

全体版 ▶▶▶ [詳細](#)



JSPPO
Japan Sport Association

特別企画

★スポーツ少年団と連携しているクラブ★

のむらスポーツクラブ 愛媛県西予市

総合型クラブが地域に定着し、浸透するためには、地域との一体感の醸成が重要となります。そのために、スポーツ少年団をはじめとする地域のスポーツ団体等と相互扶助の関係を築き、地域社会からの信頼性を確保し、地域に根ざす団体となる必要があります。

そこで今回は、スポーツ少年団と連携し、地域におけるスポーツ推進体制を高めているクラブを紹介します。

1

理念とクラブ概要

理念と多彩な活動展開

のむらスポーツクラブは、平成23(2011)年に設立された総合型地域スポーツクラブです。「地域の子どもたちを地域みんなで育てるまちづくり」「だれもが健康で豊かに暮らせるまちづくり」「豊かな人間関係のある、いつまでも住みたいまちづくり」の3つを理念に掲げ、スポーツを通じた地域づくりに取り組んでいます。

現在の会員数は245名(ジュニア会員167名、一般会員78名)です。クラブでは、子ども向けスポーツ教室をはじめ、健康づくり教室やニュースポーツ体験会、地域イベントへの参画など、幅広い事業を展開しています。少人数の事務局体制ではありますが、地域の指導者や保護者、関係団体の協力を得ながら運営を行っています。

スポーツ少年団との連携

加盟団体数は20団体で、そのうち5団体がスポーツ少年団として活動しています。5つの少年団はどこも小学生が対象です。

特に、地域の子どもたちのスポーツ環境を維持・充実させるため、スポーツ少年団との連携を大切にしており、競技力向上だけでなく、地域とのつながりや世代間交流を育む場として活動を進めています。

2

連携強化と意識の醸成

設立時からの連携体制

のむらスポーツクラブでは、クラブ設立当初から地域スポーツの発展をめざし、スポーツ少年団との連携を進めてきました。

クラブの拠点である西予市は「スポーツ立市」を掲げ、平成19(2007)年にスポーツ振興計画を策定しました。これを受けて平成20(2008)年に市の呼びかけにより、地域のスポーツ関係者や識者が集まり設立準備委員会が結成されました。設立準備の段階から行政や既存団体と連携し、時間をかけて総合型クラブへの理解を深めていったことが、地域ぐるみのクラブ立ち上げにつながりました。

この設立過程において、地域で活動していた既存のスポーツ団体へ加盟を呼びかけたところ、複数のスポーツ少年団が趣旨に賛同し、加盟団体として参画しました。前述のとおり、現在は加盟20団体のうち5団体がスポーツ少年団として活動しています。

事務手続きや運営を支援

スポーツ少年団が競技指導やチーム運営を担う一方、クラブはスポーツ安全保険の加入手続きや各種補助事業の情報提供・申請支援、活動に必要な用具費等の受け皿として行政補助金の獲得、財源確保のサポートを行っています。これにより、少年団が子どもたちへの指導や競技活動に専念できる環境づくりを意識して支援しています。

また、少年団にはクラブ主催事業(スポーツフェスタ等)や地域行事、交流イベントへの積極的な参加をお願いし、競技の垣根を越えた交流や地域とのつながりを深める機会としています。イベントには、総合型クラブ側主導のものもあれば、各団体が主導し総合型クラブが会場手配・資金面等でサポートするケースもあり、状況に合わせて多様な活動を展開しています。

マイクラブ意識の醸成へ

連携を進めるなかでの課題は、団員や保護者の皆さんの「総合型クラブ会員としての意識(マイクラブ意識)」の醸成でした。少年団は加盟団体として活動しているものの、自分たちが所属する競技団体への意識が強く、「のむらスポーツクラブの会員である」という認識が十分に浸透していない状況がありました。

そこで、競技の枠を超えて交流できる機会として、会員交流イベントや地域貢献活動を実施しています。特に、地域を歩きながらごみ拾いを行う「クリーンウォークイベント」では、異なる競技の団員や保護者が一緒に活動することで新たな交流が生まれています。こうした活動を通じて、「地域づくりに参加するクラブの一員」という意識を育むとともに、地域住民との交流機会も創出し、クラブ理念である「地域の子どもたちを地域みんなで育てるまちづくり」の実践につながっています。



クリーンウォークイベント

3

連携が生み出す好循環

双方に生まれる好循環

スポーツ少年団との連携により、クラブと少年団の双方にさまざまな効果が生まれています。少年団にとっては、保険の手続きや補助事業の活用支援、用具購入などをクラブが担うことで、指導者や保護者の負担軽減につながっています。その結果、指導者が子どもたちへの指導や競技力向上により集中できる環境が整っています。クラブにとっても連携は大きなメリットがあります。少年団にイベントや地域行事へ積極的に参加していただくことで、事業の活性化や参加者の確保につながっています。

反面、競技志向の強い団体と普及・体験重視の団体間で温度差が生じやすいのは確かです。また、少年団の保護者のなかには、総合型の存在意義(スポーツを通じたまちづくり・地域活性)に対する認知不足も見られます。これらはデメリットとして、今後の課題といえます。

垣根を越えた交流の拡大

特に、会員交流イベントやクリーンウォークイベントの継続実施により、競技の垣根を越えた交流が広がっています。これまで接点の少なかった団員同士や保護者同士が顔見知りとなり、「のむらスポーツクラブの会員である」という意識も徐々に育まれてきています。また、地域貢献活動を通じて子どもたちが地域住民と関わる機会が増え、スポーツ活動だけでは得られない学びや経験につながるとともに、地域の一員としての自覚や郷土への愛着を育む機会にもなっています。

課題共有と今後の方向性

さらに、加盟団体同士の情報交換や相談もしやすくなり、「困ったときはクラブに相談できる」という安心感が生まれていることも大きな成果です。競技の違いを超えて地域スポーツの課題を共有できることは、総合型クラブならではの強みです。

しかし、少子化による競技人口の減少や指導者の確保など、課題は依然として存在します。マイクラブ意識についても継続的な働きかけが必要です。今後も少年団とクラブがそれぞれの強みを生かして連携を深め、地域全体で子どもたちのスポーツ環境を支えていきたいと考えています。

4

共に支え合う未来へ

持続可能な環境の構築へ

のむらスポーツクラブでは、今後もスポーツ少年団との連携を大切にしながら、地域の子どものたちが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進めていきます。少子化が進むなか、地域スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような状況だからこそ、少年団と総合型クラブがそれぞれの強みを生かし、互いに支え合うことで、持続可能な地域スポーツ環境を構築していくことが重要だと考えています。

誇りを持てるクラブづくり

また、スポーツ活動だけでなく、会員交流イベントや地域貢献活動などを継続することで、会員同士のつながりやマイクラブ意識の醸成にも力を入れていきます。子どもたちや保護者が「所属する競技団体」だけではなく、「のむらスポーツクラブの一員」であることに誇りを持てるようなクラブづくりをめざしています。

地域に必要とされる場へ

今後も、3つのクラブ理念の実現に向けて、地域の関係団体や住民の皆さまと連携しながら活動が続けていきます。地域スポーツの担い手として、スポーツを「する」「みる」だけでなく、「ささえる」「つなげる」場としての役割も果たしながら、地域に必要とされるクラブをめざしていきます。

のむらスポーツクラブ クラブマネージャー 富本珠美



【クラブ会員交流会】会員内での交流を図るため、毎年交流会を行っている



【どすこい相撲教室】幼児から小学生までを対象とした、地元の道場で行う相撲教室。初心者も参加しやすい教室。興味を持った子が新たに道場へ通いだすことも(▽▽)



【リズムトレーニング】音楽に合わせてリズムをとって、楽しく心身の健全発達をめざせるリズムトレーニング。スポーツ少年団を対象としたものから、初心者に特化した教室まで、多様に開催



【幼児水泳教室】幼稚園へ出前授業として、プールの導入を行っている。顔つけ・伏し浮き・バタ足練習などを通して、水に慣れる練習も行う

クラブプロフィール

設立年月日 平成23(2011)年3月24日

所在地 愛媛県西予市野村町野村12-10

運営 会員数:245名(令和8年5月現在)、予算規模:30,113,670円(令和8年度)

特徴

- ・地域住民が主体となり運営する総合型スポーツクラブ
- ・幼児から高齢者までが所属
- ・スポーツ少年団とクラブの連携を目標に活動

連絡先 〒797-1212愛媛県西予市野村町野村12-10
TEL:0894-89-1214 FAX:0894-89-1214
E-mail:nomura-spo@mc.pikara.ne.jp

連載

★学校運動部活動の地域展開に取り組むクラブ★

特定非営利活動法人PALAISTRA 群馬県高崎市

学校運動部活動をめぐっては、少子化による生徒数の減少に加え、教員数の減少や専門的指導力を有する教員の不足等により、生徒のニーズに応じた部活動の維持・運営が困難となりつつある現状があります。文部科学省では、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までを「改革推進期間」、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までを「改革実行期間(前期)」と位置づけており、改革実行期間内において、原則としてすべての学校部活動における地域展開の実現をめざすとともに、地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行を進めるよう各自治体に求めています。併せて、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みの構築も進められています。総合型クラブにおいても、学校運動部活動との連携や地域クラブ活動の担い手としての役割が期待されています。そこで今回は、学校運動部活動の地域展開に取り組むクラブの取り組みを紹介します。

1

クラブの理念と特徴

大学を拠点に多様な活動を展開

特定非営利活動法人PALAISTRA(以下「本クラブ」)は、群馬県高崎市を拠点に活動する総合型地域スポーツクラブです。育英大学・育英短期大学のスポーツ施設や教育施設を主な活動拠点とし、サッカー、レスリング、ソフトテニス、バレーボールを中心に活動しています(ソフトテニスはシニアのみ)。

現在の会員数は219名です。「多種目・多世代・多志向」の理念のもと、子どもから大人まで、年代や目的に応じて参加できる多様な活動を展開しています。



ソフトテニスの試合風景

競技志向と生涯スポーツの両立

競技力向上をめざす活動としては、サッカーのU-12・U-15、レスリングのクラスがあり、高い目標を持って取り組む子どもたちの育成を行っています。

一方で、生涯にわたってスポーツに親しむ機会づくりも重視しています。社会人女子サッカーやソフトテニスでは、楽しみながら継続できる環境を整備。レスリングではシニア世代がマスターズ大会をめざして活動し、バレーボールでは小・中学生を対象としたスクールを通じて、地域でスポーツに親しむきっかけづくりを担っています。



レスリングのPALAISTRA Wrestlingの合宿参加者



サッカーPALAISTRA U-15(中学生世代)。群馬県クラブユース選手権優勝時の一枚



社会人サッカーのPALAISTRA Ladies

「感謝」を育む充実した指導体制

本クラブでは「感謝」を活動の土台に置き、競技力の向上だけでなく、あいさつや礼儀、自立心、周囲への感謝の気持ちを育むことを大切にしています。指導にあたるのは、大学・短期大学の教職員に加え、元プロ選手などの有資格指導者や専門スタッフです。発達段階に応じた安全な指導と、保護者との丁寧な情報共有を心がけています。また事務局が施設調整や会計、指導者配置などを一元管理し、円滑なクラブ運営を支えています。



サッカーPALAISTRA U-12(小学生世代)。「感謝」を活動の土台に

2

地域展開への体制整備

認証取得に向けた運営体制の構築

本クラブは学校運動部活動の地域展開に対応するため、令和8(2026)年度から「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の登録クラブとして活動しています。さらに、地域スポーツクラブ活動の運営団体としての体制を整えるべく、今年度中に「部活動の地域展開タイプ」を申請し、令和9(2027)年度からの認証取得をめざしています。

大学との連携による指導者育成

本クラブの最大の強みは、育英大学・育英短期大学との日常的な連携体制です。両校の教職員が理事や指導者として関わることで、施設活用や学生の指導参加が円滑に行われています。

特に、スポーツ教育専攻に在籍する学生(1学年130名)が、実践的な学びやボランティアとしてクラブ活動に参加しています。サッカーでは指導者資格(Cライセンス)取得をめざす学生が、レスリングやバレーボールでは競技経験豊富な現役学生が指導補助にあたっています。

現場に立つ学生は、技術指導以上に子どもたちとの信頼関係構築に直面し、日々試行錯誤しています。ある学生は、ミスをして落ち込む子どもへの接し方に悩み、まずは名前を積極的に呼び、学校生活など日常会話を心がけました。その結果、数週間後には子どものほうから質問や意見が出るように変化しました。学生自身も、答えを教える指導から「どうすればよかったかな?」と問いかける指導へと変わり、子どもたちの自主性を引き出せるようになりました。

「技術を教える以上に信頼を得るのが難しい」という現場での気づきを通し、子どもたちだけでなく大学生もまた大きく成長しています。



バレーボールスクールの活動風景

地域展開の要件を見据えた整理

活動財源は会費や寄附金を中心とし、活動場所は大学の施設を基本としています。また、文部科学省が示す認定要件を意識し、教育的意義の継承、適切な休養日、参加しやすい費用設定、安全・連携体制などの整理を進めています。今後は自治体との調整を深め、学校との情報共有の方法などを具体化していく予定です。

3

大学生との交流の成果

子どもたちへの好影響と安心感

大学生との継続的な交流は、子どもたちに多様な学びをもたらしています。年齢の近いロールモデルから技術的な助言を受けるだけでなく、大学生活や将来の進路について話を聞く機会にもなり、自らの将来を考えるきっかけにつながっています。保護者からも「複数の指導者や学生に見守られていて安心できる」との声が寄せられています。

学生の実践力と指導力の向上

大学生にとっても、地域スポーツの現場は貴重な実践の場です。声かけや安全確認、保護者との関わり方を実際に経験することで、将来、保健体育科教員やスポーツ指導者となった際に必要となるコミュニケーション能力や実践力が養われています。

連携を支える定期的な情報共有

学生の授業日程とクラブ活動の調整や、種目ごとの指導者配置には細やかな対応が求められます。そのため、日常的な連絡や相談には各種目代表やスタッフ間のグループLINEを活用し、密なコミュニケーションを図っています。

さらに、各種目で月1回程度の対面ミーティングを実施し、活動状況や課題を共有。重要事項や緊急案件が生じた際にもそのつど対面で打ち合わせを行い、迅速な意思決定を行っています。このように、大学教員、学生、クラブの指導者が連携して情報共有を行うことで、無理のない持続可能な運営を進め、地域内に学びと成長の好循環を生み出しています。

4

地域全体で支える環境

認証取得と地域連携の強化

少子化や指導者不足が進むなか、学校だけで子どもたちのスポーツ環境を維持することは困難です。本クラブは、学校運動部活動の教育的意義を継承しつつ、学校、大学、行政、保護者、競技団体などが強みを生かして地域全体で支える仕組みづくりが重要だと考えています。その一環として、令和9(2027)年度の「部活動の地域展開タイプ」の認証取得に向け、運営や安全管理の体制をよりいっそう充実させていきます。

スポーツを通じた人材育成の循環

競技力の向上だけでなく、スポーツに親しむ機会や居場所をつくることも総合型クラブの大切な役割です。地域スポーツの場は、子どもたちの成長の場であると同時に、将来の地域スポーツを支える人材を育む場でもあります。スポーツを通じた経験や学びが、次の世代へと受け継がれていく循環をつくるのが、地域スポーツの持続的な発展につながります。

地域資源を生かす未来に向けて

活用できる人材や施設、組織体制は地域によって異なりますが、それぞれの資源を生かして持続可能な仕組みを構築することが不可欠です。本クラブもこれまでの経験や課題を関係団体と共有しながら、誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、成長できる環境の実現に向けて取り組んでいきます。

特定非営利活動法人PALAISTRA 理事 根本 想

クラブプロフィール

設立年月日 平成21(2009)年5月30日 平成28(2016)年8月24日 法人登記

所在地 群馬県高崎市京目町1656-1

運営 会員数:219名(令和6年10月現在)、予算規模:26,700,000円(令和7年度)

特徴 本クラブは、育英大学・育英短期大学との連携を生かし、大学施設を活動拠点として活用するとともに、保健体育科教員やスポーツ指導者をめざす学生が指導補助として活動に関わっている点が特徴です。大学教職員も理事・指導者として関わっており、指導者確保、活動場所の確保、学生の実践的な学びを一体的に進めながら、学校運動部活動の地域展開に対応したクラブ運営を進めています。

連絡先 〒370-0011 住所:群馬県高崎市京目町1656-1
TEL:027-345-3153 FAX:027-353-8225
HP:<http://www.palaistra-team.com/>
E-mail:nemoto@ikuei-g.ac.jp

総合型クラブのリスクマネジメントを見直そう!

スポーツ事故は、被害者だけでなく指導者やクラブにも大きな影響を及ぼします。本コラムでは、事故発生時に問われる法的責任について事例を交えながら解説します。安全で安心なスポーツ環境づくりのため、日ごろの取り組みをいま一度見直してみませんか。

※本コラムは[リスクマネジメント実践ガイド](#)(日本スポーツ協会発行)の一部を抜粋して紹介します。

スポーツ事故発生時の法的責任

事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人またはクラブが問われることになります。

民事責任とは治療費や慰謝料などの損害賠償金の支払いです。刑事責任とは、過失傷害(刑法第209条)、過失致死(刑法第210条)、業務上過失致死傷(刑法第211条)など、刑法における処分です。

一般的には指導ミスによるケガに対しては民事責任が問われます。しかし、意識不明の重体や死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

なお、道義的責任というものもあります。これには法的根拠はなく、事故が起きたときの誠意という位置づけのものです。事故が起きたとき、指導者やクラブの過失を事故当事者と話し合う前に、感情的な議論を避ける意味でも、お見舞いなど、謝罪や誠意を果たすことも必要です。

【事例①】

高校1年の生徒が倒れてきた野球の練習用ケージで頭を打ち死亡。同校の硬式野球部の監督、助監督を業務上過失致死容疑で、書類送検。

事故前から強風で複数回倒れていたにもかかわらず、安全対策を怠ったことが、理由。

【事例②】

柔道の練習中、指導者が小学6年の生徒に片襟体落としをかけ、頭を強く揺さぶり、急性硬膜下血腫となった。この結果、全身まひの後遺症が残った。

頭を強く打っていないという理由で2度、嫌疑不十分になったが、検察審査会は「基本技以外の技をかけ重大な結果になり得ると知り得た」として、強制起訴の議決を行った。

条文については[こちら](#)をご確認ください。

1

注意義務と安全配慮義務

(1)指導者に課せられる注意義務

注意義務とは「予見義務」「回避義務」「保護監督義務」「保護者への通知義務」の4つであり、指導者に求められる義務です。この4つのいずれかの義務が果たされていなかった場合、指導者に責任が問われます。

①予見義務

事故の発生を予測しなければならない義務です。事故が起きた場合、振り返ってみると、小さな事故がよく起きていた、危ないと思っていた、いつか事故が起きると思っていた、と思うケースがよくあると思います。このようなケースの場合、予見の可能性があったとみなすことができます。

当事者である指導者が、「私はそうなるとは思っていなかった」と考えている場合でも、事故事例があった場合には予見義務は果たされていなかった、とみなされます。

予見の可能性がなかった場合とは、過去このような事例は1件も発生したことがなかった、どのような指導者でも事故の発生は予想できなかった場合にとどまります。

②回避義務

予見義務とセットとなる義務です。予見の可能性があるならば、それを回避しなければならないという義務です。

スポーツを行うことで起こり得るあらゆる重大な事故の想定に対して可能な限りの事故防止などの対応が求められます。

また事故発生後の対応についても同様です。すぐ救急車を呼ぶ、AEDを使用するなど、迅速な対応を行うことが求められます。

残る2つの義務については、[こちら](#)で詳しくご紹介しています。

(2)クラブに課せられる安全配慮義務

「予測できる危険の排除」と「指導者に注意義務をさせる」の2つを安全配慮義務といいます。安全配慮義務とはクラブに求められる義務です。この2つのいずれかの義務が果たされていなかった場合、クラブの責任が問われます。

ただし、安全配慮義務違反が問われるのは、クラブが法人となっている（法人格を有している）場合です。法人格を有していない場合、法律的にはクラブが責任を負うことができないため、指導者等の個人が責任を負うことになります。

①予測できる危険の排除

ケガが発生しやすい施設や設備の構造や、ケガにつながる可能性のある破損を把握して、「修理する」「使用しない」「近づかせない」のいずれかの対応をとることです。

特に危険箇所に「近づかせない」ことについては、誰もが明確に危険な状況がわかる状態にしておかねばなりません。

②指導者に注意義務をさせる

指導者が果たすべき4つの注意義務をさせることです。リスクマネジメントに関するマニュアルを策定して、指導者に対する研修の実施を通じて内容の周知徹底を図り、指導に反映してもらうことが、クラブに対して求められている義務です。

2

法人格の有無によるクラブの責任

事故が起きた場合、クラブが法人格を持っていればクラブとして責任をとることができます。持っていなければクラブ代表者や指導者個人が責任をとることになります。

クラブには、法人格がある(NPO法人、公益社団法人、公益財団法人など)、任意団体である(法人格はない)、権利能力(人格)なき社団(法人格はないが、準じるもの)の3つの形態があります。

法人格がある場合、事故が起きたときにはクラブにも安全配慮義務違反を問うことができます。

法人格を持っていない形態を任意団体といいます。法律上の組織とはみなされないため、クラブとしても責任をとることができません。このため事故が起きた場合の責任はクラブ代表者や、指導者個人のみとなります。

法人格を持つ団体と任意団体の中間的な組織形態もあります。これが「権利能力なき社団」または「人格なき社団」です。個人の集合体という位置づけであり、町内会などがこれに該当します。クラブが組織としてみなされるため、クラブとして責任をとることができます。ただし、この形態として認められるには、「団体としての組織を備えていること」「多数決による意思決定が行われていること」「構成員が変更しても団体として存続すること」「規約などがある」の4つの条件を満たす必要があります。

3

注意義務と安全配慮義務の法的根拠

注意義務は民法709条の不法行為による損害賠償に基づいており、安全配慮義務は民法715条の使用人などの責任に基づいています。

(1)民法709条

事故が発生した場合、基本的には当事者が責任を負うことになります。これは民法709条にある不法行為による損害賠償に基づいています。

民法709条には「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と書かれています。

故意とは、自分の行為が他人に損害を及ぼすことを知っていながら、行為に及ぶことです。これには「確定的故意」と「未必の故意」の2種類があります。

確定的故意とは意思を持ってケガをさせる行為です。ひと言でいうと「わざと」です。未必の故意とは、ケガをさせる意思はないが結果的にケガをしても構わないと思い行為に及ぶことです。いずれの場合においても、行為に及んだ者は責任をとらなければなりません。

過失には予見義務と回避義務があります。予見義務とは、管理者は損害の発生を予見しなければならないという義務です。回避義務とは予見に基づいて結果の発生を回避しなければならないという義務です。これらを果たすことができなかった場合には、責任を問われることになります。

(2)民法715条

クラブとして責任を負うということは、民法715条にある使用者責任による損害賠償に基づいています。すなわち、損害賠償請求があった場合、個人では支払い能力に限度があるため、使用者が代わって支払いを行うというものです。

このため状況に応じて使用者が支払った分を当事者に請求することは可能です。これは求償といわれるものです。

条文については、[こちら](#)からご確認ください。

4

責任の範囲

クラブの責任範囲は、「管理下にある」となります。すなわち、集合から解散までです。自宅から練習会場や試合会場(集合場所)まで、または練習会場や試合会場(集合場所)から自宅に帰るまでの事故は、基本的にはクラブの責任とはなりません。

ただし、小学生の会員をいつもの練習会場ではなく、試合会場からの帰り道が遠いにもかかわらず一人で帰してしまい、その道中で事故にあった場合には、注意義務を怠ったとしてクラブが責任を問われることもあります。

【ケーススタディ①】

クラブに所属する小学生が練習会場に向かう途中、近隣の住宅に落書きなどのいたずらを行った場合

クラブの管理下にはありません。したがってクラブには基本的に法的責任は生じません。行為を行った小学生に責任が生じることになります(実際には保護者の責任となります)。ただし、会員がクラブのユニホームを着て上記の行為を行った場合、クラブにクレームが入ることもあります。地域で活動している以上、謝罪やクラブに所属する会員への注意喚起など、クラブとして道義的な責任を果たす必要はあると考えます。

その他のケーススタディについては、[こちら](#)からご確認ください。

5

応急処置に関する法的責任

会員がケガをした場合、手当てに失敗して悪い状況になって責任を問われるのを回避したいという考えから、あえて応急手当てを行わないという指導者がいます。しかし、この考えは誤りです。

刑法37条の緊急避難、または民法第698条の緊急事務管理に相当するものであり、応急手当て(人工呼吸、AEDによる除細動、止血など)を実施することは、たとえ結果が悪かったとしても、それは悪意や重大な過失がなければ、法律上は手当の施行者が刑事責任を問われたり、損害賠償責任を問われたりすることはありません。

逆に、指導者やクラブには会員などの生命身体を守る任務があります。生命の危険がある場合には、可能な限りの応急手当てを行うよう努めなければなりません。これは民法第697条の管理者の管理義務、および民法第700条の管理者の管理継続義務によるものです。すなわち、自らが行うことが可能な応急手当てを指導者やクラブが怠った場合には、法的責任を問われる可能性があるということです。

【事例】

当時高校1年生のAさんはバレーボール部の練習中、体育館でネットに引っかかって転倒し床に後頭部を強打、3日後に硬膜下血腫で死亡。

Aさんの両親は、「顧問教諭がすぐに医師に診せるべきだった」として、学校に対して約1億1000万円の損害賠償を請求。学校側が事故を風化させないためAさんの名前を冠した球技大会を年1回行うことなどを条件に和解が成立。金額は非公表。

条文については、[こちら](#)をご参照ください。

6

責任が問われなかった事例

次に示す事例は、水泳部のトレーニング中に死亡したことによる損害賠償請求に関するものですが、最終的には責任が問われず、損害賠償請求が棄却された事例です。しかし事故発生から最終的な判決がでるまで、多くの時間を費やしています。事故は起こさない、ということが最も重要であることは言うまでもありません。

事例については、[こちら](#)をご参照ください。



スポーツ事故の防止や事故発生時の対応、法的責任についてさらに詳しく知りたい方は、日本スポーツ協会発行「スポーツリスクマネジメントの実践—スポーツ事故の防止と法的責任—」をご参照ください。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/SC/riskmanagement_20220331.pdf

お知らせ

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度

令和8年度登録クラブとして1,098クラブを認定

「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」に基づき、令和8年度登録クラブとして1,098の総合型地域スポーツクラブを認定しました。

本制度は、総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準としています。

当協会では、本制度の取り組みをはじめ、総合型クラブの質的向上に向けた支援を引き続き進めてまいります。

▼登録クラブ一覧

<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1095.html>

▼登録・認証制度の概要

<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>

ワールドマスタースゲームズ2027関西大会の注目競技を紹介します！

令和9(2027)年5月14日から始まるワールドマスタースゲームズ2027関西の開催まで1年を切りました。おおむね30歳以上であればどなたでも参加できるこの大会に、国内外から多くのエントリーをいただいております。今回は、この大会において開催される35競技59種目のうち、注目競技を二つご紹介します。ぜひお申し込みください。

【サッカー／フットサル】 会場：J-GREEN堺(大阪府堺市)

日本最大級の施設規模を有するJ-GREEN堺を舞台に開催します。競技志向から交流重視まで幅広いカテゴリーがあり、それぞれのスタイルでプレーを楽しめます。サッカー日本代表も使用する会場で、仲間とともに熱い試合を繰り広げ、かけがえない経験をしてみませんか？



【ゲートボール】 会場：丹波自然運動公園陸上競技場(京都府船井郡京丹波町)

戦略性とチームワークが魅力のゲートボール。京丹波町の自然豊かな環境のもと、国内外の選手が集い熱戦を繰り広げます。京丹波町の文化芸術にふれる催しや地域の特産品を楽しめる物産展も予定しており、スポーツとあわせて地域の魅力を満喫できます。仲間とともに競い、交流できるこの機会に、ぜひご参加ください！



今回ご紹介した競技以外にも注目競技がめじろ押しです！ 今後も定期的にご紹介していきますので、ご期待ください！

●WMG2027関西大会ホームページはこちら➡

実施競技の詳細やエントリー方法など
さまざまな情報を掲載しています。



スポーツ活動中の熱中症予防

熱中症とは、暑熱環境で発生する障害の総称で、「熱失神」、「熱けいれん」、「熱疲労」、「熱射病」に分けられます。

スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。しかしながら、予防に関する知識が十分に普及していないため、熱中症による死亡事故が毎年発生しています。特にこの数年、猛暑が続き熱中症の危険性も高くなっています。

当協会では、熱中症予防に関する啓発資料としてガイドブックや啓発動画、教育機関向けポスター（壁新聞）などを公開しています。スポーツ活動中の熱中症予防にぜひお役立てください。

スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条

「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」は、スポーツ現場で熱中症事故を防ぐために指導者や参加者が実践すべきポイントをまとめたものです。

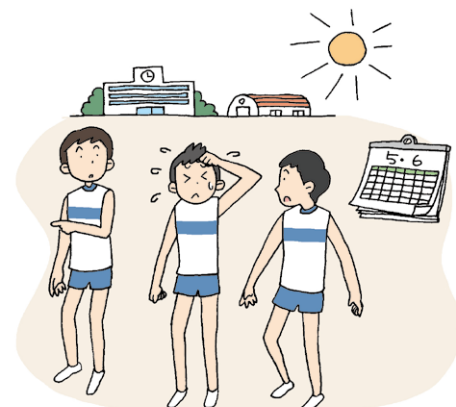
1. 暑いとき、無理な運動は事故のもと

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなります。また、運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、やはり熱中症の危険性も高くなります。暑いときに無理な運動をしても効果は上がりません。環境条件に応じて運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心掛けましょう。（「熱中症を防ごう」「熱中症予防運動指針」を参照）



2. 急な暑さに要注意

熱中症事故は、急に暑くなったときに多く発生しています。夏の初めや合宿の初日、あるいは夏以外でも急に気温が高くなったような場合に熱中症が起こりやすくなります。急に暑くなったら、軽い運動にとどめ、暑さに慣れるまでの数日間は軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やしていくようにしましょう。



3. 失われる水と塩分を取り戻そう

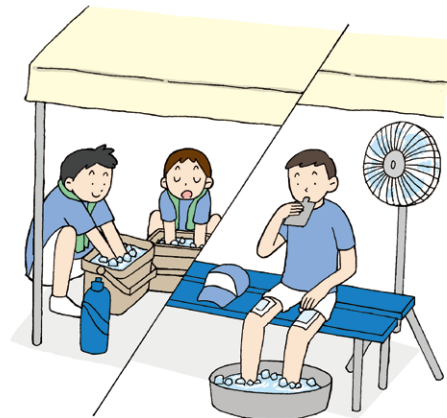
暑いときには、こまめに水分を補給しましょう。汗からは水分と同時に塩分も失われます。スポーツドリンクなどを利用して、0.1～0.2%程度の塩分も補給するとよいでしょう。

水分補給量の目安として、運動による体重減少が2%を超えないように補給します。運動前後に体重を量ることで、失われた水分量を知ることができます。運動の前後に、また毎朝起床時に体重を量る習慣を身につけ、体調管理に役立てることが勧められます。



4. 冷そう、からだの外から内から

適切な体温の上昇は運動能力を高めますが、暑さの厳しいなかでの運動では体温が大きく上昇し、運動能力の低下や熱中症を引き起こしてしまいます。身体冷却を用いることで暑さのなかでも体温の過度な上昇を抑えることができ、運動能力や認知機能の低下、多量の汗による脱水を防ぐことができます。熱を逃がしやすくするために軽装にしましょう。また、防具を着けるスポーツでは、休憩時に防具を外して熱を逃がしましょう。



5. 体調不良は事故のもと

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながります。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしないことです。また、体力の低い人、肥満の人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要です。学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満の人に起きており、肥満の人は特に注意しなければなりません。



熱中症予防運動指針

この指針は、「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」のポイントを理解したうえで、環境温度に応じてどのように運動したらよいかの目安を示したものです。

熱中症予防運動指針				
WBGT	乾球温度	乾球温度		
31	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲	▲	▲	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
▲	▲	▲	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
▲	▲	▲	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲	▲	▲	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
21	18	24		

1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数ともいわれる)の使用が望ましい。
2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
3) 熱中症の兆候のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく異なる。
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
※暑さに弱い人、体力の弱い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(デジタルブック・PDF)

スポーツ活動における熱中症事故を防ぐための基本的な知識や予防策、適切な対応方法をわかりやすくまとめたガイドブックです。



このほか、日本スポーツ協会ホームページでは、どなたでもご利用いただける啓発動画や教育機関向けポスター(壁新聞)をはじめとした各種教材を掲載しています。

以下URLから閲覧、ダウンロードいただけます。

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#list02>